

共 架 契 約 約 款

2025年4月1日実施

中部電力パワーグリッド株式会社

改 定 履 歴

版 数	制定・改定年月日	該当箇所	改 定 前	改 定 後	備 考
第 1 版	2025 年 4 月 1 日	—	—	—	制 定

目 次

I 総 則

1 適 用	1
2 目 的	1
3 約款の変更	1
4 業務の委託	1
5 用語の定義	1
6 第三者所有の共架物件	4
7 代 理 人	4
8 共架物件の種類	5
9 共架者の条件および単位	6
10 共架可能な電柱	6
11 ポジション	6

II 共架契約

1 共架契約の締結	7
2 共架契約の締結にあたっての注意点	7
3 提出資料	8
4 共架契約の変更	8
5 共架契約の解約	8
6 共架契約の解除	8
7 原状回復	9

III 共架手続

1 共架計画の提出	10
2 標準処理日数	10
3 共架申込	10
4 技術検討	12
5 共架申込の承認	13
6 共架申込に伴う当社の改修工事	13
7 共架申込にあたっての留意事項	13
8 共架工事	15
9 開閉器操作紐の固定位置変更	15
10 共架工事のしゅん工報告	15
11 共架物件の施設確認	16

12	共架申込の取消	17
13	共架物件の所有権移転	17
14	共架未承認物件を発見した場合の取扱い	17
15	共架手続代行	18

IV 共架関係費用

1	共架関係費用の種類	19
2	請求対象期間	19
3	共架料	20
4	技術検討費用	23
5	改修工事費用	24
6	共架手続代行費用	25
7	しゅん工調査費用	26
8	延滞利息	26
9	共架関係費用の支払いに関する事項	27
10	消費税について	27
11	共架保証金	27
12	共架申込の受付停止	28

V 共架物件の保安

1	共架物件の保守管理	29
2	工事に係る安全確保	29
3	共架者の事由による当社の改修工事	29
4	当社の要請による共架者の改修工事	29
5	共架物件の補修に関する取扱い	30
6	共架物件の改良	31
7	共架者の顧客からの申し出対応	31
8	電柱頂部方式に関する留意事項	31

VI 雑 則

1	停電対策	34
2	静電誘導等の処理	34
3	近接設置等の承諾	34
4	電波の影響確認	34
5	権利義務の譲渡等の禁止	34
6	損害賠償	35

7	共架者名等の開示	35
8	機密保持	35
9	反社会的勢力の排除	36
10	契約期間	37
11	協 議	37
12	紛争処理	37

別 冊

- 1 共架工事基準
 - ・ 共架工事基準（通信線）
 - ・ 共架工事基準（中間部設備）
 - ・ 共架工事基準（頂部アンテナ）
 - ・ 共架工事基準（下部機器）
 - ・ 共架工事基準（交通安全設備）
 - ・ 共架工事基準（大型街路灯）
 - ・ 共架工事基準（カーブミラー）
 - ・ 共架工事基準（防犯カメラ）
 - ・ 共架工事基準（防犯カメラ付街路灯）

- 2 共架事務取扱類
 - ・ 共架システム操作ガイド

I 総 則

1 適 用

中部電力パワーグリッド株式会社（以下、「当社」といいます。）の電柱には、当社所有の電気設備以外にも通信線、街路灯、交通信号機、防犯カメラといった、地域生活の発展および安心安全な社会の実現を目的とした様々な設備が施設されています。

当社が、総務省の策定する「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」（以下、「総務省ガイドライン」といいます。）に則って、当社が行う一般送配電事業に支障が生じない範囲で、当社の託送供給区域内に存在する当社所有の電柱の一部を提供し、これらの設備を施設すること（以下、「共架」といいます。）を認める場合の共架の条件等は、この共架契約約款（以下、「この約款」といいます。）によります。

2 目 的

この約款は、総務省ガイドラインに基づき、法人やその他団体が当社所有の電柱に共架をするための条件、事務手続、費用の負担、工事および保守管理における責任の所在等を定めたもので、関係事務の円滑な遂行を図ることを目的とします。

3 約款の変更

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、事務手続、費用の負担その他の共架の条件は、変更後の共架契約約款によります。

当社は、この約款を変更する場合、この約款を変更する旨および変更後の共架契約約款の内容ならびにその変更の効力が生じる日をあらかじめ当社ホームページに掲載することにより周知いたします。

4 業務の委託

当社は、この約款に基づく共架に係る事務手続その他の当社の業務の一部を中電配電サポート株式会社に委託して実施いたします。

5 用語の定義

次の言葉は、この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 共 架 者

当社と共架に係る契約を締結している事業者等をいいます。

(2) 共架物件

この約款に基づいて当社所有の電柱に施設する共架者または共架者の顧客等の所有する設備をいいます。

- (3) 共架電柱
共架者が共架する当社所有の電柱をいいます。
- (4) 中間部
当社所有の電柱における、当社の高低圧配電設備および通信線、ならびに共架者の通信線より下方、かつ道路法等で規定される最低地上高より上方の位置をいいます。
- (5) 頂部
当社所有の電柱における、当社の高低圧配電設備（架空地線を含みます。）より上方の位置をいいます。
- (6) 下部
当社所有の電柱における、地際から地上 1.5m 以下の位置をいいます。
- (7) 電柱頂部方式
共架物件を頂部に施設する方式をいいます。
- (8) 架空地線金具
頂部アンテナを取り付けるために必要となる金具（共用型金具、単・抱継柱金具およびD-21を含みます。）をいいます。
- (9) 引込線
共架電柱から需要場所へ引き込む共架物件たる通信線であって、当社所有の電柱を経由しないもの、または当社所有の電柱を経由するもので外径が 6mm 以下かつ自重が 25g/m 以下のものをいいます。
- (10) ポジション
当社が共架電柱の一部を共架者に提供し、共架者が共架物件を施設する共架電柱における箇所をいいます。
- (11) 単独
共架者が他の共架者とポジションを共用せず、共架物件を施設することをいいます。
- (12) 一束化
共架者が他の共架者と吊線を共用して共架電柱に共架物件を施設することをいいます。
- (13) 共架形態
単独や一束化といった共架物件を施設する形態をいいます。
- (14) 腕金方式
新たなポジションを確保するため、または径間途中における当社もしくは第三者が所有する設備と共架物件との離隔距離を確保するために共架電柱に腕金を設置したうえで、共架物件を施設する工法をいいます。
- (15) 共架物件数
共架者が各共架電柱に共架物件を施設するポジションの箇所数の合計をいいます。
- (16) 新設
共架者が共架電柱の新たなポジションに共架物件を施設し、または従前の共架電柱と

は異なる当社所有の電柱に共架物件を施設することをいいます。

(17) 廃止

共架者が、当社が共架を承認したポジションから、共架物件を全て撤去することをいいます。

(18) 変更

従前のポジションにおいて施設する共架物件の数量もしくは共架形態を変更すること、または共架物件を施設するポジションを変更することをいいます。

(19) 技術検討

共架者が共架を希望する当社所有の電柱に対して、当社が共架の可否に関して行う技術的な検討をいいます。

(20) 技術検討件数

技術検討対象となる共架申込の件数をいいます。

(21) 技術検討本数

技術検討対象となる当社所有の電柱の本数をいいます。

(22) 共架申込

共架者の当社に対する共架物件の新設、廃止または変更に関する申込をいいます。

(23) 共架工事

共架申込に伴い、共架者が共架電柱に共架物件を施設する工事をいいます。

(24) 当社の改修工事

共架に伴う共架電柱の建替え、移設および廃止（配電施設の地中化に伴う共架電柱の撤去を含みます。）、共架電柱上の高低圧配電設備等の位置替え、共架電柱の支線取付けおよび取替え、開閉器操作紐の固定位置変更、共架電柱上の充電部の無電圧化その他共架電柱に関連した工事をいいます。

(25) 共架者の改修工事

共架者の行う共架物件の更新、変更、撤去および鳥害対策（営巣・糞害等の予防措置および営巣撤去等をいいます。）その他共架物件に関連した工事をいいます。

(26) しゅん工報告

共架工事および共架者の改修工事が完了した旨を共架者が当社に報告することをいいます。

(27) 施設確認

しゅん工報告を受け、申込内容と共架物件の施設状況との一致および共架物件の共架工事基準への適合を当社が確認することをいいます。

(28) しゅん工調査

共架者からのしゅん工報告がない場合に、当社が共架者に代わって共架物件の施設状況を調査することをいいます。

(29) NTT柱

西日本電信電話株式会社および東日本電信電話株式会社が所有する電柱をいいます。

(30) 共架保証金

この約款に基づき共架者が当社に対して負担する金銭債務（損害賠償債務を含みます。）の担保として共架者があらかじめ当社に預ける金銭をいいます。

(31) 共架システム

この約款に基づく共架に係る事務手続のために当社が提供するシステムをいいます。

6 第三者所有の共架物件

共架者は、共架物件が共架者所有の設備である場合はもとより、共架者の顧客その他の第三者の所有の設備である場合^{※1}であっても、この約款に基づく共架者の債務を免れないものとし、この場合、共架者は、この約款に基づく共架者の債務を全て自己の責任と負担において履行（当該第三者が自ら行わなければならない行為について、これを当該第三者に履行させることを含みます。）するとともに、当該第三者の行為およびその結果について一切の責任を負うものとし、

※1 共架者が第三者の所有物である防犯カメラを共架する場合等

7 代理者

共架者は、この約款で定める共架者の債務について、当社に届け出た代理者に遂行させることができます。

この場合においても、共架者は、代理者の行為を管理するものとし、代理者の行為およびその結果について一切の責任を負うものとし、また、代理者の行為により第三者に損害等が発生したときは、自己の責任と負担において誠意をもって対応のうえ、その解決を図るものとし、当社に一切迷惑をかけないものとし、

8 共架物件の種類

共架物件の分類と種類は次のとおりです。なお、共架できる共架物件は、当社へお問い合わせください。

No.	分類	共架物件の種類	利用期間の制限	
1	通信線設備 (通信線、吊線、接続箱、増幅器、電源供給器、分岐分配器およびこれらの付属設備)	電気通信事業用設備	1年以上	
2		有線放送事業用設備		
3		難視聴対策用共聴設備		
4		農協有線放送用設備		
5		道路管理用および河川管理用設備		
6		共架者所有の建築物間で通信を行う設備		
7	機器設備 (右記設備およびこれらの電源供給器、付属設備)	中間部機器		無線器および無線器に附随するアンテナ
8				監視機器
9				測定機器
10				センサー機器
11				防犯カメラ、防犯カメラ付街路灯
12		頂部機器		頂部アンテナ (頂部に施設する通信アンテナ(架空地線金具およびアンテナ取付金具を含みます))
13				頂部アンテナ用通信ケーブル (頂部アンテナと中間部機器を接続するために、電柱に沿って施設する通信線)
14		下部機器		センサー機器等
15		その他		No. 7 から No. 14 に該当しない機器設備や私法人が設置するカーブミラー等
16		特定共架設備		道路交通関係設備 (交通信号機、感知器、信号用ケーブル、通信用ケーブル、道路標識、交通事故自動記録装置用ケーブルおよびこれらの付属設備)
17				道路標識
18	小型街路灯 (100V 機器)			
19	大型街路灯 (200V 機器)			
20	国または地方公共団体が設置するカーブミラー			
21	国または地方公共団体が掲出する電柱看板			
22	公益事業の埋設物表示板			
23	その他特殊設備 ^{※2}			—

※2 No. 1 から No. 22 に該当しない設備の共架を希望される場合は、個別に当社までお問い合わせください。

9 共架者の条件および単位

共架者は、関係法令、自治体の定める関係条例および総務省ガイドライン等（以下、「関係法令等」といいます。）を適正に遵守し、8（共架物件の種類）のいずれかまたは複数の共架物件を施設する事業または活動を営む者とします。

共架者は、法人または次のいずれかに該当する団体もしくは個人とします。

- ア 難視聴対策共聴設備を所有する団体または個人
- イ 自治会、町内会等の地域団体
- ウ その他当社が公衆安全や地域生活に資する共架物件の所有者と認める者

10 共架可能な電柱

共架電柱として使用可能な電柱は、当社が所有する電柱（支柱を除きます）とし、次の条件をともに満たすものとします。なお、次の条件を満たしたとしても、第Ⅲ章3（4）のとおり、当社は電柱の使用を拒否することがあります。

- ・条件1 当社が別に定める共架工事基準の条件を全て満たすこと。
8（共架物件の種類）に応じた共架工事基準の条件を全て満たすものとします。
- ・条件2 電柱強度を維持できること。
当社は、電気設備の技術基準に定める支持物および支持物基礎の安全率を検討したうえで共架を承認します。そのため、共架者は、その検討に必要な諸元を当社に提供するものとします。

11 ポジション

（1）ポジション

共架電柱に直付けで取り付けする場合、共架物件の取付点を1箇所とします。共架電柱に腕金方式で取り付けする場合、その腕金上に共架物件を施設するポジションは2箇所までとします。

共架者が、他の共架者所有の腕金に共架物件を取り付けできるのは、（2）に該当する場合に限ります。

（2）一束化によるポジションの共用

共架者が共架を希望するポジションに、既に他の共架者の共架物件が施設されており、新たなポジションの確保が困難な場合、一束化によりポジションを共用できるものとします。

Ⅱ 共架契約

1 共架契約の締結

共架を行ううえでは、全ての事務手続に先立って、当社と共架者との間で共架契約を締結する必要があります。共架契約の締結は、当社と共架者の代表者との間で、共架契約書を取り交わすことで行われます。共架契約書の取り交しに際しては、押印が必要となります。

2 共架契約の締結にあたっての注意点

(1) 1 共架者 1 契約

ア 1 共架者 1 契約を基本とします。なお、次のいずれかの場合も 1 契約で契約可能です。

- ・複数種類の共架物件を取り扱っている共架者
- ・広域で事業を展開しており、複数の部署または事業所で共架業務を取り扱っている共架者

イ 共架契約の締結にあたって、共架物件の種類ごとに契約に必要な事項を確認し、この際に共架関係費用の請求単位（部署ごと、事業所ごと等）を調整します。電柱ごとの共架物件等の情報はこの請求単位で管理され、共架申込もこの請求単位で行うこととします。

ウ 共架者の事業種別、事業形態および管理等の状況に応じ、同一共架者の中で個々の契約締結希望がある場合は、当社に協議を申し出るものとします。

(2) 共架システムへの共架者情報登録

共架契約締結後、共架者は共架物件の種類ごとに共架システムへ次の共架者情報を登録することとします。

- ア 共架者（法人）名
- イ 共架者の事業または活動
- ウ 契約における通称（建物名称等）
- エ 共架者の所在地
- オ 共架者の代表者
- カ 共架者の連絡先（代表電話、電子メール等）
- キ 共架関係費用の請求および支払いに関する事項
- ク 緊急時の連絡体制および復旧体制
- ケ その他事項

当社および共架者は、共架システムを使用して共架申込、しゅん工報告その他この約款に基づく事務手続を行うこととします。共架システムの使用方法については、別冊

「共架システム操作ガイド」を参照ください。

3 提出資料

共架契約の締結に際して、共架者は自らが共架者に該当する事業または活動を営む者であることを証明する次の書類を当社に提出するものとします。

(1) 共架者が私法人の場合（次のアとイの両方）

ア 法人の登記簿謄本の写し

イ 事業または活動を営むことに対する許認可を証する文書の写し

(2) 共架者が公法人の場合

共架契約締結時に個別に確認いたします。

(3) 共架者が法人格を有しない個人または団体の場合（次のアとウまたはイとウ）

ア 公衆安全、交通安全等に資する活動を行う者であることを証する文書の写し
(例：自治会、町内会等の団体名義の通帳の写し等)

イ 難視聴対策用共聴設備を要する団体であることを証する文書の写し
(例：管理組合の管理規約および団体の代表者の選任を証する直近の議事録等)

ウ 団体の代表者の身分証明書の写し（国または地方公共団体が発行した身分証明書で顔写真付きのもの。健康保険の被保険者証（顔写真付き）を本人確認書類とする場合は、被保険者記号・番号部分に必ずマスキングを行うこととします。なお、個人番号カードは不可とします。）

4 共架契約の変更

共架契約の契約期間中であっても、当社と共架者の協議のうえ、共架契約を変更することができます。なお、当社が関係官庁の命令または指示等を受けた場合、共架者は、その内容の限りにおいて、共架契約の変更を承諾するものとします。

5 共架契約の解約

共架契約の解約は、共架者の全ての共架物件が廃止または所有権移転され、全ての債権債務がなくなったうえで、当社と共架者の合意により行うことができます。

6 共架契約の解除

当社は、次のいずれかに該当する場合は、ただちに共架契約を解除することができるものとします。

(1) この約款に基づく費用の負担、利用期間、守秘義務、目的外使用の禁止その他この約款に定める事項が履行されない場合、または重大な不履行もしくは履行することが著しく困難なおそれが強いと当社が判断した場合

(2) 共架物件を共架者に該当する事業または活動以外の用に供した場合

- (3) 関係官庁の命令または指示があった場合
- (4) 共架契約およびこの約款に関連して当社の事業に支障を生ぜしめた場合
- (5) その他共架者に共架契約を継続しがたい重大な背信行為があった場合
- (6) 共架者の全ての共架物件が廃止または所有権移転された後、共架者から1年以上新たな共架申込がない場合

7 原状回復

当社が共架契約を解除した場合、共架者は当社の指定する期間内に自己の責任と負担において共架物件の廃止その他の原状回復を行うものとします。

共架者が当社の指定する期間内に原状回復を行わない場合、当社は共架者に代わって原状回復を行うことができるものとします。この場合、当社は原状回復に要した費用を共架者に対して請求することができるものとし、共架者は当社の指定する支払方法および支払期日に従い当社に支払うものとします。なお、支払いに係る手数料等は、共架者の負担とします。

当社が共架者に代わって原状回復を行った場合、共架者は当社の指定する期間内に共架物件を引き取りにくることとします。なお、共架者が当社の指定する期間内に当該共架物件を引き取りに来ない場合、当社は共架者に代わって当該共架物件を処分し、かつ、当該共架物件の処分に要した費用を共架者に対して請求できるものとし、共架者は当社の指定する支払方法および支払期日に従い当社に支払うものとします。なお、支払いに係る手数料等は、共架者の負担とします。

当社が共架者に代わって原状回復を行う場合、共架物件を当社が廃止することにより共架物件の損傷または共架者の事業に支障が発生しても、共架者は当社に対して一切異議求償等を申し立てないものとします。

Ⅲ 共架手続

1 共架計画の提出

(1) 年次計画

当社は、共架者の事業内容および事業規模に応じて翌年度以降の共架計画の提出を依頼する場合があります。共架者は、当社が指定する期日までに共架工事に関する年次計画を当社に提出するものとします。

(2) 年次計画以外

共架者は、次のいずれかに該当する共架申込を計画する場合、(1)の規定によらず共架申込に先立ち共架申込の概要および共架工事に関する計画を当社に提出するものとします。

ア 新設または変更する共架物件の総互長が、10キロメートルを超過するとき

イ 新設または変更する共架物件の総数が、200箇所を超過するとき

ウ 当社の改修工事が、国道、鉄道および河川等の横断箇所等にあたるため、長期間を要するときまたはそのおそれがあるとき

2 標準処理日数

当社は、共架申込の受付から承認までに必要となる標準処理日数を共架システム上に掲載します。共架者は、共架工事の着工予定日から標準処理日数を差し引いた日までに共架申込を行うものとします。

3 共架申込

(1) 共架申込

ア 共架者は、共架物件の新設、廃止または変更を希望する場合、この約款および共架工事基準を承認のうえ、所定の方法により当社に共架申込を行うものとします。なお、N T T柱への設備の施設およびN T T柱において発生する共架者の事由による当社の改修工事はこの共架申込の対象ではありません。

イ アにかかわらず、引込線に係る共架については、共架者の既に当社から承認を得ているポジションへの引込線の施設または既に当社から承認を得たポジションからの引込線の撤去をもって、当社および共架者は、当該引込線に係る共架物件の新設、廃止または変更を合意したものとし、共架者の共架申込を不要とします。

(2) 共架申込に必要な書類等

共架者は、共架申込に際して、次の書類等を共架システムに登録することとします。

- ・通信線設備ルート図（ルート変更時は再添付が必要です。）
- ・機器仕様書

・写真^{※3}

※3 共架申込から 3 か月以内に撮影した共架電柱の全景写真（隣接柱を含んだものを 2 方向から撮影）、共架物件取付箇所近影写真とします。

(3) 共架申込の受付

ア 当社は、申込内容に形式的不備（共架者が共架システムに登録した写真の中に判別のつかない写真が含まれる場合も含まれます。）がない場合のみ当該共架申込を受付します。

イ 共架申込の受付日は、当社が申込内容に形式的不備がないことを確認した時点とします。

ウ 同一の電柱に複数の共架申込があった場合、当社は、共架申込完了順（共架システムへの入力完了順）に共架申込を受付します。

(4) 共架拒否事由

次のいずれかに該当する場合、当社は共架を拒否できるものとします。

ア 共架を希望するポジションに現に空きが無い場合。

イ 共架を希望する電柱における現に共架可能なポジションを当社が 5 年以内に全て利用する計画がある場合。

ウ 共架を希望する電柱を当社が 5 年以内に大幅な改修または移転する計画がある場合。

エ 共架を希望する電柱を当社が 5 年以内に地中化する計画がある場合。

オ 共架物件が、当社が別に定める共架工事基準に適合せず、当社設備の建設または保守において困難がある場合、またはそのおそれが強いと当社が判断した場合。

カ 共架者の責に帰すべき理由により、過去に共架関係費用の負担、利用期間その他共架に際しての条件についての契約が現に履行されなかったことがある場合、または重大な不履行もしくは救済不能の不履行が発生するおそれが強いと当社が判断した場合。

キ 共架物件の設置が関係法令等の条件を満足しない場合や、共架物件の使用が関係法令等の規定の適用を受けるものにあつては、共架者または当社が受ける道路占用許可その他の公物の占用などの許可（変更の許可を含みます）の取得もしくは占用許可などの条件の変更に困難がある場合、またはそのおそれが強いと当社が判断した場合。

ク 共架者の責に帰すべき理由により、過去に守秘義務、目的外使用の禁止その他の契約に定める事項が履行されなかったことがある場合、または重大な不履行あるいは救済不能の不履行が発生するおそれが強いと当社が判断した場合。

ケ 共架物件の設置により当社が行う一般送配電事業の遂行に支障を生じさせる場合、またはそのおそれが強いと当社が判断した場合

ただし、当社がイ、ウ、エのいずれかにより共架を拒否する場合においては、共架者が 5 年未満に限定した期間（ただし、当社の利用ないし工事計画に係る開始日までに限ります。）であっても共架を希望し、かつ当社が定める条件（共架期間満了後の共架物件の撤去計画書、共架者が手配する代替策による事業計画書および共架物件の撤去に関する確約書に関して当社が審査・承認するもの）を満たすときに限り、5 年未満の期間

限定により共架を承認いたします。

なお、当社は共架を承認しない場合は、承認しない理由を共架者に通知します。

4 技術検討

(1) 技術検討の実施

当社は、共架者が共架を希望する当社所有の電柱に対して技術検討が必要な場合、この検討を行います。

技術検討に対する費用として、共架者は当社に技術検討費用を支払うものとします。

(2) 技術検討ができない場合の取扱い

共架者が共架システムに登録した写真の中に判別のつかない写真が含まれている等の理由で技術検討ができない場合、当社は、技術検討を実施できない電柱を除外して技術検討結果を回答します。

なお、回答の中で除外した電柱は技術検討本数に含みませんが、共架申込に含まれる全ての電柱に対して技術検討ができない場合でも、当該の共架申込は技術検討件数に含まれます。

共架者は、これらの電柱について再度の技術検討を希望する場合、別に共架申込をすることとします。

(3) 回答期間

当社は、共架申込の受付完了後、次の標準回答期間を前提に、共架者に技術検討結果を回答します。

標準回答期間は、技術検討本数が100本以下の場合にあつては、共架申込の受付日から1か月とし、技術検討本数が100本を超過する場合（技術検討1件あたりの技術検討本数は100本以下であるが、他の技術検討と関連性が有り、それぞれの技術検討本数の合計が100本を超過する場合を含みます）にあつては、当社と共架者が協議のうえ、回答期間を設定するものとします。

(4) 技術検討の回答

当社は、技術検討結果（「共架可」、「共架不可」または「判定不能」）を電柱単位に回答します。

技術検討結果の回答は共架工事の着工を認めるものではありません。着工は後述の共架申込の承認をもって認めます。なお、共架申込に伴い当社の改修工事が必要となる場合、当該改修工事の完了をもって着工を認めます。

共架申込に伴い当社の改修工事が必要な場合、当社は技術検討の回答とは別に改修工事の設計を行い、改修工事費用の見積額を共架者に通知します。改修工事費用は、工事の完了によって確定するため、設計時点からの状況変化により見積額と相違する可能性があります。

(5) 共架申込の承認依頼

共架者は、(4)で当社が共架可と回答した電柱のうち、共架工事の着工を希望する

電柱に対して、（４）の回答から2か月以内に当社へ共架申込の承認を依頼することとします。（４）の回答から2か月を超過した場合、当該共架申込は無効とします。その場合、共架者は新たな共架申込（以下、「再申込」といいます。）を行うものとします。

共架申込に伴い当社の改修工事が必要な場合、共架申込の承認依頼をもって共架者は改修工事費用の支払いに同意したものとします。

5 共架申込の承認

当社は、次のいずれかに該当する場合を除き、当該共架申込の承認（以下、「共架承認」といいます。）を行い、その旨を共架者に通知します。

- （１）技術検討の回答から共架承認まで2か月を超過している場合
- （２）共架申込および共架者の事由による当社の改修工事が必要な場合であって、この約款、共架工事基準、その他覚書等において当社の改修工事を行わないこととしている場合
- （３）その他当社が行う一般送配電事業に支障がある場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合

6 共架申込に伴う当社の改修工事

当社は、共架申込に伴い当社の改修工事が必要な場合、共架承認後に改修工事を行います。

当社は、工事完了後、その旨を共架者に通知します。また、工事完了後に確定する改修工事費用と共架者に提示していた見積額に差異（以下、この差異を「工事後精算費用」といいます。）を確認した場合、工事後精算費用を算出し共架者に通知します。

7 共架申込にあたっての留意事項

（１）許認可の取得

ア 共架者は、自己の責任と負担において、共架物件に係る道路占用許可その他の関係官庁の許認可を取得するものとします。

イ 共架者は、共架物件に係る道路占用料その他の公租公課を負担するものとし、関係官庁に納付するものとします。

（２）私有地の施設承諾

ア 共架者は、第三者所有地の上空を占有する共架物件を施設する場合、自己の責任と負担において当該土地の所有者等から承諾を得るものとします。

イ 当社が共架者にアの承諾の有無の報告を求めた場合、共架者は、その旨を当社に報告するものとします。

（３）周辺住民の同意

ア 共架者は、防犯カメラ、防犯カメラ付街路灯またはこれらに類する共架物件を施設する場合、共架物件による撮影範囲となる周辺住民および関係する自治会等から共架物件の施設の承諾をあらかじめ得るものとします。

- イ 共架者は、アの承諾結果を共架申込に際して当社に提出するものとします。
- ウ 共架物件による撮影範囲となる周辺住民および関係する自治会等から当該共架物件について異議求償等の申し出があった場合、共架者は自己の責任と負担において誠意をもって対応し、解決を図るものとし、当社に一切迷惑をかけないものとします。
- エ 共架者は、共架物件により撮影している旨、および共架者の名称を記載した表示板を共架電柱に取り付けるものとします。

(4) 一束化

- ア 共架者は、他の共架者との一束化により共架物件を施設する場合、他の共架者との間で、吊線共用の協定を締結するものとします。なお、当社の電力保安通信線設備との一束化を希望する場合は、あらかじめ当社の電子通信部署と吊線共用の協定を締結する必要がありますので、個別にお問い合わせください。
- イ 当社は、一束化を希望する他の共架者から既設の共架物件に関する問い合わせを受けた場合、他の共架者に対して、既設の共架物件を所有する共架者の事業者名、連絡先を開示します。なお、共架者は当社との共架契約の締結をもって、本開示についてあらかじめ承諾したものとします。
- ウ 一束化における他の共架者からの異議求償等の申し出について、共架者は自己の責任と負担において解決するものとし、当社に一切迷惑をかけないものとします。

(5) 共架物件間の離隔距離

- ア 共架物件を施設するにあたり、他の共架者が所有する既設の共架物件の移設（繰り上げや繰り下げ等）が必要となった場合、共架者は自己の責任と負担において当該の共架者と協議をおこない、当社が指示する離隔距離を確保するものとします。
- イ 当社は、他の共架者が所有する既設の共架物件の移設を希望する共架者に対して、既設の共架物件を所有する共架者の事業者名、連絡先を開示します。なお、共架者は当社との共架契約の締結をもって、本開示についてあらかじめ承諾したものとします。
- ウ 共架者は、共架物件を施設するにあたり、有線電気通信設備令第九条および同施工規則第七条の二に基づく離隔距離の緩和を求める場合、他の共架者との間で、離隔距離の緩和に係る協定を締結し、共架申込時に当該協定書の写しを当社へ提出するものとします。
- エ 当社は、ウで提出された資料に基づき緩和した条件で技術検討を実施します。離隔距離の緩和によって生じる他の共架者からの異議求償等の申し出について、共架者は自己の責任と負担において解決するものとし、当社に一切迷惑をかけないものとします。

(6) 立上管路の施設

- ア 共架者は、当社所有以外の地中管路等から通信線を架空線路に接続する場合、原則として、共架者所有の電柱等に立上管路を施設するものとします。
- イ 共架者が、立上管路を施設する共架者所有の電柱等の設置場所を確保することがで

きない場合であって、かつ、共架電柱への立上管路の施設により、当社所有の設備の工事および保守に支障とならないときは、当社は、共架者と施設方法について協議を行います。立上管路の保安は、第Ⅴ章「共架物件の保安」の規定に準じて、共架者が自己の責任と負担によって行うものとします。

8 共架工事

共架者は、当社が別に定める共架工事基準に基づき、自己の責任と負担において共架物件を施設するものとします。

当社は、共架者が共架工事基準を遵守しない場合や当社からの是正指示にすみやかに対応しない場合には、以降の共架申込の受付を停止できるものとします。

共架者は、共架承認後もしくは当社の改修工事完了後から、原則 2 か月以内に共架工事を実施するものとします。また、共架工事の完了予定日を共架システムに登録するものとし、完了予定日までにやむを得ない理由により共架工事を完了できないことが明らかになった場合、すみやかに完了予定日の変更登録を行うものとします。

共架者がやむを得ない理由なく完了予定日を繰り返し変更する場合、当社は共架承認を取下できることとします。

9 開閉器操作紐の固定位置変更

(1) 開閉器操作紐移設申込

共架者は、共架工事に伴い当社所有の開閉器操作紐の移設を要する場合、共架申込とあわせて当社に開閉器操作紐移設申込を行うものとします。

(2) 開閉器操作紐移設の施工者の通知

当社は、開閉器操作紐移設申込があった場合、当社または共架者いずれにより、開閉器操作紐の移設を施工するかを決定し、その旨を共架者に通知します。

共架者が開閉器操作紐を移設する場合、当社が認定証を交付した者に限り、開閉器操作紐の移設を施工できるものとします。

(3) 開閉器操作紐移設に係る費用の負担

当社が開閉器操作紐の移設を施工する場合、当社が開閉器操作紐の移設に係る費用は、共架者の負担とします。

共架者が開閉器操作紐の移設を施工する場合、共架者は、自己の責任と負担により施工するものとします。

10 共架工事のしゅん工報告

(1) しゅん工報告

共架者は、共架工事の施工後 3 週間以内にその旨を当社に報告するものとします。

(2) しゅん工報告に必要な書類等

共架者は、しゅん工報告に際して、次の書類等を共架システムに登録することとします。

- ・機器仕様書（共架申込時から仕様変更がある場合のみ。）
- ・写真^{※4}

※4 共架電柱の全景写真（隣接柱を含んだものを2方向から撮影）、共架物件取付箇所の近影写真とします。

共架工事完了後すみやかに撮影した写真とします。ただし、やむを得ない理由によりしゅん工報告が遅延した場合は、共架工事完了日から2か月以内に撮影した写真とします。

（3）しゅん工報告が行われない場合の取扱い

ア 当社は、共架工事の完了予定日から3週間を超過してしゅん工報告が無い場合、共架者に代わり、現地確認により共架物件を調査し、しゅん工報告の代わりとすることがあります。当社による共架物件の調査に要した費用（以下、「しゅん工調査費用」といいます。）は、共架者が負担するものとします。

イ アの当社による共架物件の調査の結果、共架工事が未施工であることが判明した場合、当社は未施工である旨を共架者に連絡します。この際にも、しゅん工調査費用が発生します。

ウ 当社は、共架承認してから一定期間が経過してもしゅん工報告が行われない共架申込が著しく多い場合、共架承認を取下し、以降の共架申込の受付を停止できるものとします。

11 共架物件の施設確認

（1）施設確認

当社は、共架工事のしゅん工報告を受け、共架申込における申込内容と当該共架物件の施設状況との一致および当該共架物件の共架工事基準への適合を確認します。

（2）施設確認結果が不適合の場合

ア 当社は、（1）において共架申込における申込内容と当該共架物件の施設状況との不一致や当該共架物件の共架工事基準への不適合を確認した場合、共架システムに施設確認結果が不適合であることを反映し、その旨を共架者に通知します。

イ 当社は、施設確認結果が不適合となった件数がしゅん工報告全体の件数に占める割合が著しく高い場合、その改善が完了するまでの間、以降の共架申込の受付を停止できるものとします。

ウ 共架者は、不適合の通知を受けた場合、自己の責任と負担においてすみやかに改善するものとし、その改善の実施結果をすみやかに当社に報告するものとします。

エ 当社は、共架者の不適合に対する改善が著しく遅滞する場合、その改善が完了するまでの間、以降の共架申込の受付を停止できるものとします。

また、当社は、共架者が不適合に対する改善を実施しないと判断した場合、当該共架物件の共架承認を取下することができ、共架者は、当該共架物件の廃止をしなければならぬものとします。

12 共架申込の取消

(1) 共架申込の取消

共架者は、共架工事が完了するまでの間、当社に通知して、共架申込を取消できるものとします。

共架承認後に共架申込を取消する場合、当社は、共架承認を取下するものとします。

共架者の事由により共架申込の内容を変更する場合、共架者は共架申込を取消したうえで、再申込を行うものとします。

(2) 技術検討費用および改修工事費用の取扱い

当社が共架申込の取消通知を受領した時点で技術検討または当社の改修工事が完了している場合、共架者は技術検討費用および改修工事費用を負担するものとします。

また、再申込に伴い再度必要となる技術検討費用および改修工事費用は共架者が負担とするものとします。

13 共架物件の所有権移転

共架者（以下、本条において「譲渡人」といいます。）は、事業譲渡その他理由により共架物件の全部または一部を第三者に譲渡しようとするときは、当該第三者（以下、「譲受人」といいます。）と譲渡人は、あらかじめ所有権移転に関する契約を締結し、当該契約書（写）を添付のうえ、譲渡人が当社へ所有権移転申込を行うものとします。ただし、譲渡人である共架者の法人等が存在しない場合はこの限りではありません。

この場合、譲受人は、譲渡人が所有権移転前までにこの約款に基づいて当社に対して負担する一切の債務について、重疊的債務引受の方法により承継するものとします。ただし、当該債務については、共架関係費用の請求時に譲渡人が存在せず、または譲渡人が当該債務を弁済する能力を有しないなどの事情のない限り、当社は、まず譲渡人に請求します。

所有権移転にあたって、当社と譲受人は、あらかじめ共架契約の締結が必要となります。また、譲渡人から当社へ前払いされている共架に係る費用の精算は譲渡人と当社の間では行わず、譲渡人と譲受人との間で精算するものとします。

14 共架未承認物件を発見した場合の取扱い

(1) 共架未承認物件の調査

当社は、当社が共架承認していない共架物件（以下、「共架未承認物件」といいます。）を発見した場合、その理由、その他の共架未承認物件の有無および共架未承認物件の施設年月日について共架者に調査を依頼します。共架者は、当社からの調査依頼に対して

誠意をもって協力することとします。

(2) 共架物件データの是正

(1) の調査の結果、当社が管理する共架物件データの是正が必要な場合、当社および共架者は、3 から 5 に基づき共架物件データの是正を行うものとします。

(3) 共架料の清算

共架者は、共架未承認物件の施設年月日から共架物件データの是正が完了するまでの期間の共架料（単価は第IV章3（1）のとおり。）に年 10 パーセントの割合で計算した延滞利息（単利。1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。）を加えて、当社に支払うものとします。

15 共架手続代行

(1) 共架手続代行

共架者は、共架システムを使用して共架申込またはしゅん工報告を実施できない場合等において、共架者の希望により当社に共架手続代行を申し込むことができます。

ただし、共架手続代行には共架手続代行費用が発生します。

(2) 共架手続代行の種類

共架手続代行には次の種類があります。

種 類	内 容
共架申込代行	当社が共架者に代わり、共架システムへ共架申込内容の登録を行い、登録完了したことを共架者に通知します。
しゅん工報告代行	・しゅん工確認代行 当社が共架者に代わり、現地確認により共架物件を調査し、しゅん工確認を行います。 ・しゅん工報告登録代行 当社が共架者に代わり、共架システムへしゅん工報告内容の登録を行い、登録完了したことを共架者に通知します。

(3) 完了期限

共架手続代行を希望する場合、事前協議により、当社と共架者で共架手続代行の完了期限を決定します。

(4) 共架申込の受付日およびしゅん工報告日

ア 共架申込の受付日

共架申込の受付日は、当社が共架システムへ代行登録を完了した日とします。

イ しゅん工報告の受付日

しゅん工報告の受付日は、当社が共架システムへ代行登録を完了した日とします。

IV 共架関係費用

1 共架関係費用の種類

共架に係る費用には次の種類があります。

費用の種類		費用の概要
共架料	定期共架料	当社所有電柱の一部を提供することに対する費用
	月割共架料	
技術検討費用		共架の可否に関して当社が行う技術的な検討に対する費用
改修工事費用		共架申込および共架者の事由により当社が行う改修工事に対する費用
共架手続 代行費用	共架申込代行	共架者の希望に基づき、当社が共架手続を代行することに対する費用
	しゅん工報告代行	
しゅん工調査費用		共架者からのしゅん工報告がない場合に、共架者に代わって当社が行うしゅん工確認に対する費用
延滞利息		相手方に対して共架料、技術検討費用、改修工事費用、共架手続代行費用およびしゅん工調査費用を支払期日までに支払わなかった場合に加算する延滞利息

2 請求対象期間

共架関係費用の請求対象期間は、12 か月を基本とします。

共架関係費用が高額となる等の共架者からの希望により、請求対象期間を6 か月、1 か月とすることができます。また、技術検討費用、改修工事費用、共架手続代行費用およびしゅん工調査費用については、当社と協議のうえ、都度請求に変更することができます。

定期共架料の請求対象期間に対して、その他共架関係費用の請求対象期間として選択可能な組み合わせは次のとおりとします。

			定期共架料の請求対象期間		
			12 か月	6 か月	1 か月
選択可能な 請求対象期間	月割共架料	12 か月	○	×	×
		6 か月	×	○	×
		1 か月	×	×	○
【凡例】 ○：選択可 △：協議要 ×：選択不可	技術検討費用 改修工事費用 共架手続代行費用 しゅん工調査費用	12 か月	○	×	×
		6 か月	×	○	×
		1 か月	×	×	○
		都 度	△	△	△

当社は、共架関係費用の支払いに滞りが発生した場合等、当社の判断により、請求期間を変更することができるものとします。

3 共架料

(1) 共架料単価

ア 通信線設備および機器設備の共架料単価

共架料単価（年額。消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）相当額抜）は次のとおりです。なお、共架料単価の適用においては、通信線設備の付属設備は機器設備に含みます。

<通信線設備>

共架形態	共架料単価（税抜）
単独で施設する場合	1,300[円/箇所]
2 共架者で一束化する場合	800[円/箇所]
3 共架者で一束化する場合	600[円/箇所]
4 共架者で一束化する場合	500[円/箇所]

当社の電力保安通信線設備と一束化する場合、当社の電力保安通信線設備は1共架者として扱いません。

<機器設備（中間部機器、下部機器、私法人が設置するカーブミラー）>

申込受領年月日	共架形態		共架料単価（税抜）	
			通信線設備の付属設備以外	通信線設備の付属設備
2021年5月31日以前	機器設備の大きさによらず		1,300[円/箇所]	0[円/箇所]
2021年6月1日以降	占有サイズ （設備高）	0.3m以下の場合	1,300[円/箇所]	0[円/箇所]
		0.3m超過	2,600[円/箇所]	1,300[円/箇所]
		0.6m以下の場合		
		0.6m超過の場合	3,900[円/箇所]	2,600[円/箇所]

占有サイズは、機器設備上面または機器設備を取付する腕金上面の地上高から機器設備下面の地上高を引いた長さのうち、長さの大きいものとします。

<頂部アンテナ>

共架料単価（税抜）
9,450[円/箇所]

<頂部アンテナ用通信ケーブル>

共架料単価（税抜）
2,600[円/本]

頂部アンテナ用通信ケーブルの共架物件数は、頂部アンテナ用通信ケーブルを収納するための保護管の取付本数とします。

イ 特定共架設備

特定共架設備の共架料単価については、当社にお問い合わせください。

(2) 共架料の発生

共架料の発生は1か月単位とし、次のとおり起算月を決定します。

ア 共架物件数が増加する場合

共架承認日から2か月経過した日または当社の改修工事完了日から2か月経過した日のいずれか早い日が属する月とします。

イ 共架物件数が減少する場合

当社による施設確認完了日が属する月の前月とします。

ウ 共架形態を変更する場合

共架承認日から2か月経過した日または当社の改修工事完了日から2か月経過した日のいずれか早い日が属する月、もしくは当社による施設確認完了日が属する月の前月を共架料の発生または変更の起算月とします。通信線設備においては、共架形態を変更する共架者とポジションを共用している共架者の共架料変更月も同様とします。

(3) 定期共架料

ア 請求対象期間に応じた算定日

定期共架料の算定に係る算定日は次のとおりとします。ただし、算定日が当社休業日（土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日から1月3日））の場合は前営業日を算定日とします。

請求対象期間	算定日
1か月	月末日
6か月	上期：9月30日 下期：3月31日
12か月	3月31日

イ 共架物件数の確定

(ア) 定期共架料の請求に係る共架物件数は、請求対象期間に応じた算定日における共架物件数とします。

(イ) (ア) の共架物件数には、共架物件の施設前であって当社の共架承認日から2か月を超えるものおよび新設に伴う当社の改修工事完了日から2か月を超えるものを含めます。

(ウ) (ア) の共架物件数について、共架者が複数通信線を同一吊線に施設する場合のポジションは1箇所とします。

(エ) (ア) の共架物件数について、共架者所有の通信線および吊線が施設されておらず、共架者所有の機器設備のみが施設されている場合、この共架者所有の機器設備のポジションは1箇所とします。

(オ) (ア) の共架物件数について、共架者所有の機器設備のポジションは施設数ごとに1箇所とします。なお、通信線設備が施設された腕金に機器設備が施設された場合のポジションは、通信線設備と機器設備を別計上とし、計2箇所とします。

(カ) 当社は、(ア) の共架物件数を共架者にすみやかに通知し、共架者は当社が定める確認期限までにこれを確認することとします。

(キ) 共架者は、(カ) の共架物件数と共架者が把握する共架物件数に相違がある場合、当社にすみやかにその旨を申し出、当社および共架者で協議のうえ共架物件数を確定させます。ただし、申し出により共架形態に変更が生じる場合は、変更に係る全ての共架者が変更同意したものに関し協議の対象とします。なお、当社が定める確認期限までに共架者から申し出がない場合、共架物件数には相違がないものとし

ます。

ウ 定期共架料の算定

定期共架料は、共架形態別の共架料単価（請求対象期間が、1 か月の場合は共架料単価の12分の1、6 か月の場合は共架料単価の2分の1とします。）に請求対象期間に応じた算定日における共架物件数をそれぞれ乗じた金額の和とします。

1円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入するものとします。

エ 定期共架料の請求

当社は、定期共架料を前払いにて請求します。

当社は、ウで算定した定期共架料に消費税等相当額を加えた金額を共架者に請求します。

オ 定期共架料の支払い

共架者は、定期共架料を当社が定める支払期日までに支払うものとします。なお、支払いに係る手数料等は、共架者の負担とします。

(4) 月割共架料

ア 共架物件数の増減数の確定

(ア) 当社は、月割共架料の精算に係る共架物件数の増減数を共架者にすみやかに通知し、共架者は当社が定める確認期限までにこれを確認するものとします。

(イ) 共架者は、(ア)の共架物件数の増減数と共架者が把握する共架物件数の増減数に相違がある場合、当社にすみやかにその旨を申し出、当社および共架者にて協議のうえ共架物件数の増減数を確定させます。ただし、申し出により共架形態に変更が生じる場合は、変更に係る全ての共架者が変更に同意したものに限り協議の対象とします。なお、当社が定める確認期限までに共架者から申し出がない場合、共架物件の増減数には相違がないものとします。

イ 月割共架料の算定

(ア) 当社および共架者は、請求対象期間が12 か月または6 か月の場合、各期中途において、共架物件数が増加または減少した場合、(イ) および(ウ)に基づき、これに係る共架料を精算するものとします。

(イ) 共架物件数が増加した場合における共架料の精算金は、共架形態別の共架料単価に増加した共架物件数を乗じて算出した金額を、共架承認日から2 か月経過した日の属する月または当社の改修工事完了日から2 か月経過した日の属する月のいずれか早い月から、3 (3) アの請求対象期間に応じた算定日までの月数によって月割計算（ただし、1 か月未満の期間は1か月に切り上げるものとする。）した金額とします。

(ウ) 共架物件数が減少した場合における共架料の精算金は、共架形態別の共架料単価に減少した共架物件数を乗じて算出した金額を、当社による施設確認完了日が属する月から3 (3) アの請求対象期間に応じた算定日までの月数によって月割計算

(ただし、1 か月未満の期間は 1 か月に切り上げるものとする。) した金額とします。

(エ) 共架形態を変更した場合における共架料の精算金は、共架形態別の共架料単価に共架形態を変更した共架物件数を乗じて算出した金額を、共架形態が増加する場合(通信線設備においては一束化する共架者数が増加する場合をいい、機器設備においては占有サイズが増加する場合をいう。) においては共架承認日から 2 か月経過した日または当社の改修工事完了日から 2 か月経過した日のいずれか早い日の属する月、共架形態が減少する場合(通信線設備においては一束化する共架者数が減少する場合をいい、機器設備においては占有サイズが減少する場合をいう。) においては当社による施設確認完了日が属する月から、3 (3) アの請求対象期間に応じた算定日までの月数によって月割計算(ただし、1 か月未満の期間は 1 か月に切り上げるものとする。) した金額とします。

(オ) 1 円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入するものとします。

ウ 月割共架料の受払

当社は、月割共架料を後払いにて請求します。

当社は、月割共架料に消費税等相当額を加えた金額を翌期の定期共架料請求時に翌期定期共架料に合算して請求します。

なお、当社が月割共架料を返金することとなる場合は、翌期の定期共架料請求時に翌期定期共架料に合算(返金額と請求額の相殺)して行います。ただし、廃止によって共架者の共架物件が全てなくなった場合は、その時点で精算を行います。

当社または共架者は、月割共架料を翌期定期共架料の支払期日までに支払うものとします。なお、支払いに係る手数料等は、支払者の負担とします。

4 技術検討費用

(1) 技術検討費用の単価

技術検討費用の単価は、次のとおりです。

		単価 (税抜)	備 考
技術検討手続費用単価		700 [円/件]	技術検討件数あたり
方法別 技術検討費用単価	机上調査	300 [円/本]	技術検討本数あたり
	現場調査	1,400 [円/本]	

なお、特定共架設備の技術検討費用については、当社にお問い合わせください。

(2) 技術検討費用の発生

技術検討費用は、共架申込を受け、当社が技術検討結果を共架システムに登録した時点で発生します。なお、共架申込の変更に伴い当社が改めて技術検討を行った場合も、技術検討費用が発生する場合があります。

(3) 請求期間に応じた算定期間

技術検討費用の算定に係る算定期間は、次のとおりとします。ただし、算定期間の末

日が当社休業日（土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）の場合は前営業日を算定期間の末日とします。

請求対象期間	算定期間
1か月	当月1日から月末日
6か月	上期：4月1日から9月30日 下期：10月1日から翌年3月31日
12か月	4月1日から翌年3月31日

(4) 技術検討件数および技術検討本数の確定

ア 当社は、請求対象期間に応じた算定期間における技術検討件数および技術検討本数を算出します。

イ 当社は、技術検討費用に係るアの技術検討件数および技術検討本数を共架者にすみやかに通知し、共架者は当社が定める確認期限までにこれを確認することとします。

ウ 共架者は、イの技術検討件数および技術検討本数と共架者が把握する技術検討件数および技術検討本数とに相違がある場合、当社にすみやかにその旨を申し出、当社および共架者にて協議のうえ技術検討件数および技術検討本数を確定させます。なお、当社が定める確認期限までに共架者から申し出がない場合、技術検討件数および技術検討本数には相違がないものとします。

(5) 技術検討費用の算定

技術検討費用は、技術検討手続費用と方法別技術検討費用の和とします。

技術検討手続費用は、請求対象期間に応じた算定期間における技術検討件数に、技術検討1件あたりの技術検討手続費用単価を乗じた金額とします。

方法別技術検討費用は、請求対象期間に応じた算定期間における技術検討本数に、方法別技術検討費用単価を乗じた金額とします。

(6) 技術検討費用の請求

当社は、技術検討費用を後払いにて請求します。

当社は、(5)で算定した技術検討費用に消費税等相当額を加えた金額を都度請求の場合を除き、翌期の定期共架料請求時に翌期定期共架料に合算して請求します。

(7) 技術検討費用の支払い

共架者は、技術検討費用を翌期定期共架料の支払期日（都度請求の場合は、当社が別に指定する支払期日）までに支払うものとします。なお、支払いに係る手数料等は、共架者の負担とします。

5 改修工事費用

(1) 改修工事に係る費用の発生

改修工事費用は、共架申込および共架者の事由による当社の改修工事を当社が発注した時点および工事後精算費用を当社が確認した時点で発生します。なお、改修工事費用に係る消費税は不課税となります。

- (2) 請求期間に応じた算定期間
改修工事費用の算定に係る算定期間は、4 (3) の表のとおりとします。
- (3) 改修工事費用の確定
- ア 当社は、請求対象期間に応じた算定期間における改修工事費用を算出します。なお、算定期間において工事後精算費用が発生した場合、改修工事費用に加えます。
- イ 当社は、改修工事費用を共架者にすみやかに通知し、共架者は当社が定める確認期限までにこれを確認することとします。
- ウ 共架者は、イの改修工事費用と共架者が把握する改修工事費用とに相違がある場合、当社にすみやかにその旨を申し出、当社および共架者にて協議のうえ、改修工事費用を確定させます。なお、当社が定める確認期限までに共架者から申し出がない場合、改修工事費用には相違がないものとします。
- (4) 改修工事費用の請求
- 当社は、改修工事費用を後払いにて請求します。
- 当社は、算定した改修工事費用を都度請求の場合を除き、翌期の定期共架料請求時に翌期定期共架料に合算して請求します。
- (5) 改修工事費用の支払い
- 共架者は、改修工事費用を翌期定期共架料の支払期日（都度請求の場合は、当社が別に指定する支払期日）までに支払うものとします。なお、支払いに係る手数料等は、共架者の負担とします。

6 共架手続代行費用

- (1) 共架手続代行費用の単価
- | |
|----------------------|
| 共架手続代行の単価は、決定後反映します。 |
|----------------------|
- (2) 共架手続代行費用の発生
- 共架者と当社の事前協議を行った後、共架者が共架手続代行を申し込み、当社による共架システムへの登録が完了した時点で発生します。
- (3) 共架手続代行費用の算定期間
- 共架手続代行費用の算定に係る算定期間は、4 (3) の表のとおりとします。
- (4) 共架手続代行費用の算定
- | |
|----------------------------|
| 共架手続代行費用の算定方法は、単価決定後反映します。 |
|----------------------------|
- (5) 共架手続代行費用の請求
- 当社は、共架手続代行費用を後払いにて請求します。
- 当社は、(3) で算定した共架手続代行費用に消費税等相当額を加えた金額を都度請求の場合を除き、翌期の定期共架料請求時に翌期定期共架料に合算して請求します。
- (6) 共架手続代行費用の支払い
- 共架者は、共架手続代行費用を翌期定期共架料の支払期日（都度請求の場合は、当社

が別に指定する支払期日)までに支払うものとします。なお、支払いに係る手数料等は、共架者の負担とします。

7 しゅん工調査費用

(1) しゅん工調査費用の単価

しゅん工調査費用の単価は、決定後反映します。

(2) しゅん工調査費用の発生

第Ⅲ章10(3)アの定めに基づき当社が現地確認し、共架物件のしゅん工状況を当社が共架システムに登録した時点で発生します。

(4) 共架手続代行費用の算定期間

しゅん工調査費用の算定に係る算定期間は、4(3)の表のとおりとします。

(5) しゅん工調査費用の算定

しゅん工調査費用の算定方法は、単価決定後反映します。

(6) しゅん工調査費用の請求

当社は、しゅん工調査費用を後払いにて請求します。

当社は、(3)で算定したしゅん工調査費用に消費税等相当額を加えた金額を都度請求の場合を除き、翌期の定期共架料請求時に翌期定期共架料に合算して請求します。

(7) しゅん工調査費用の支払い

共架者は、しゅん工調査費用を翌期定期共架料の支払期日(都度請求の場合は、当社が別に指定する支払期日)までに支払うものとします。なお、支払いに係る手数料等は、共架者の負担とします。

8 延滞利息

(1) 定期共架料、技術検討費用、共架手続代行費用またはしゅん工調査費用に係る延滞利息

共架者が、定期共架料、技術検討費用、共架手続代行費用またはしゅん工調査費用を支払期日までに支払わなかった場合、支払期日の翌日から支払日まで年10パーセントの割合で計算した延滞利息(単利。1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。以下同じ。)を加えて、当社に支払うものとします。なお、支払いに係る手数料等は、共架者の負担とします。

ただし、当社または共架者が、支払期日までに、相手方に支払期日の変更に関する協議を申し入れ、相手方がこれを承諾した場合はこの限りではありません。

なお、延滞利息に係る消費税は非課税となります。

(2) 月割共架料または改修工事費用に係る延滞利息

当社または共架者が、相手方に対して、月割共架料または改修工事費用を支払期日までに支払わなかった場合、支払期日の翌日から支払日まで年10パーセントの割合で計算した延滞利息を加えて、相手方に支払うものとします。なお、支払いに係る手数料等

は、支払者の負担とします。

ただし、当社または共架者が、支払期日までに、相手方に支払期日の変更に関する協議を申し入れ、相手方がこれを承諾した場合はこの限りではありません。

なお、延滞利息に係る消費税は非課税となります。

9 共架関係費用の支払いに関する事項

(1) 支払方法

共架関係費用の支払いには次の方法がご使用いただけます。

ア 口座振替

イ 銀行振込

共架者は、アとイのいずれかの支払方法を選択して共架システムに登録するものとします。

(2) 請求単位

共架関係費用の請求は、1 共架者に対して 1 請求を基本とします。ただし、広域で事業を展開し、複数の部署または事業所で共架業務を取り扱っている共架者から希望があった場合、当社は共架関係費用を部署または事業所ごと等に分割して請求いたします。

共架者は、共架契約に際して、希望する請求単位（本社一括、部署ごと、事業所ごと等）を共架システムに登録するものとします。

10 消費税について

当社は、本章に定める共架関係費用を合算して請求する場合、消費税率ごとに合算した税抜金額に対して消費税等相当額を算定します。算定した消費税等相当額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

11 共架保証金

- (1) 当社は、共架者の共架工事に先立って、当社の定める金額を共架保証金として共架者に請求できるものとし、共架者は当社の請求に従って当社にこれを預けるものとします。なお、預かりに係る手数料等は、共架者の負担とします。
- (2) (1) の共架保証金の預かり期間および金額は、当社と共架者が協議のうえ決定するものとします。なお、当社は共架保証金に利息は付さないものとします。
- (3) 当社は、共架者がこの約款によって生じる共架者の当社に対する金銭債務（損害賠償債務を含みます。）を弁済しない場合、共架保証金を当該金銭債務に充当することができるものとします。ただし、当社は、その充当を行うことなく、第Ⅱ章 6 または第Ⅵ章 9 に基づき、共架契約を解除することができるものとします。

12 共架申込の受付停止

支払期日までに共架関係費用の支払いがされない場合、当社は支払完了までの間、以降の共架申込の受付を停止できるものとします。

V 共架物件の保安

1 共架物件の保守管理

- (1) 共架物件の保守管理は、共架者の責任と負担において実施するものとします。
- (2) 共架者は、緊急時の連絡体制および復旧体制を整備するものとし、整備後すみやかに当社にその旨を報告するものとします。共架者は、緊急時の連絡体制および復旧体制を変更する場合も、すみやかに当社にその旨を報告するものとします。
- (3) 当社は、共架者の連絡体制および復旧体制に安全上その他の問題があると判断した場合、共架者に再整備を指示することができるものとし、共架者はこれに従うものとします。また、当社は、当該再整備が完了するまでの間、共架申込の受付を停止することができるものとします。
- (4) 当社は、共架者が(1)から(3)に基づく共架物件の保守管理を実施しないと判断した場合、ただちに共架契約を解除することができるものとします。

2 工事に係る安全確保

共架者は、共架工事、共架者の改修工事および当社が電気設備を施設するN T T柱における工事に際して、関係法令等を遵守するとともに、墜落制止用器具の適正な使用等による墜落防止措置、検電等の実施による感電防止措置その他の安全措置を確実に実施し、自己の責任と負担において安全確保に努めるものとします。

3 共架者の事由による当社の改修工事

次のいずれかに該当する事由により当社の改修工事が必要となった場合、当社が自己の責任においてこの改修工事を施工します。また、改修工事に係る費用は、共架者の負担とし、その確定および支払いは第IV章5に準じて取り扱うものとします。

- (1) 共架者が既に当社から共架承認を得ているポジションへの引込線の施設または既に当社から承認を得たポジションからの引込線の撤去
- (2) 共架者の改修工事

4 当社の要請による共架者の改修工事

当社は、次の(1)から(6)のいずれかに該当する場合、共架者に対して共架者の改修工事をするよう求めることができるものとし、共架者は、共架工事基準に基づき、自己の責任と負担において当社の指定する期日までに施工するものとします。

- (1) 共架物件により共架電柱その他の当社所有の設備が損傷された場合、またはそのおそれがある場合
- (2) 共架物件に不良が生じた場合

- (3) 当社の事業上または第三者からの要請等により共架物件が支障となった場合
- (4) 当社の工事に伴って必要となった場合（当社の工事に伴い共架者の共架物件が共架工事基準を満たさなくなる場合を含みます。）
- (5) 共架物件が鳥害等の被害を受け、これが当社の事業に支障となる場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合
- (6) その他当社が必要と認めた場合

共架者は、改修工事の施工後3週間以内に、その旨を当社に報告するものとします。しゅん工報告は、共架システムに登録することとします。

共架者が当社の指定する期日までに共架者の改修工事を実施しない場合、当社は共架物件に仮処置を行うことができるものとします。仮処置に要した費用は、共架者の負担とし、その確定および支払いは第IV章5に準じて取り扱うものとします。共架者は、当社に対して、仮処置に関し一切異議求償等を申し立てないものとします。

当社は、仮処置について当社と配電外線工事請負契約を締結する事業者へ、当該契約に基づき、委託して実施することができるものとします。

共架者は、当社による共架物件の仮処置後、自己の責任と負担においてすみやかに共架者の改修工事を行うものとします。

当社による共架物件の仮処置により共架物件を損傷させた場合においても、当社は共架者に対して共架物件の損傷に伴う復旧費用、営業補償その他復旧対応に関する費用等、一切の損害を賠償する責任を負わないものとします。ただし、共架物件の損傷について当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

5 共架物件の補修に関する取扱い

当社は、第三者からの通報等により補修が必要であると判断できる共架物件を発見した場合、次のとおり対応します。

(1) 緊急を要する場合

当社は、補修が必要であると判断できる共架物件が公衆保安上の危険があると判断した場合、危険回避を目的とした仮処置を実施し、その旨を共架者に連絡します。当社は、その連絡をもって、その責を果たしたものとします。仮処置に要した費用は、共架者の負担とし、その確定および支払いは第IV章5に準じて取り扱うものとします。

なお、当社による共架物件の仮処置により、共架物件を損傷させた場合においても、共架者は当社に対して共架物件の損傷に伴う復旧費用、営業補償その他復旧対応に関する費用等、一切異議求償等を申し立てないものとします。ただし、共架物件の損傷について当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

(2) 緊急を要しない場合

当社は、補修が必要な共架物件に公衆保安上の危険がないと判断した場合、当該共架物件の補修が必要である旨を共架者に連絡します。

(3) 共架者の対応

共架者は(1)または(2)の当社からの連絡を受けた後、すみやかに共架物件の補修を行ったうえで、その結果を当社に報告するものとします。

6 共架物件の改良

(1) 共架物件の改良

関係法令等および共架工事基準が社会安全の確保の観点から改定され、共架物件がこれに適合しない場合、共架者は改定された関係法令等および共架工事基準に共架物件を適合させる(以下、「適合化改良」といいます。)こととします。

(2) 適合化改良における留意点

ア 適合化改良は、共架者自らの責任と負担で行うものとします。

イ 適合化改良の重要度によっては、当社との協議のうえ、完了期限を設けさせていただく場合があります。

ウ 当社からの適合化改良依頼に対応いただけなかった結果発生した事項の責は全て共架者に帰すこととします。

エ 早急に適合化改良をする必要がない場合、共架者は共架物件の更新または当社からの依頼による共架物件の変更が生じた際に、適合化改良を実施することとします。

7 共架者の顧客からの申し出対応

共架者は、共架者の顧客からの異議求償等の申し出があった場合、事由の如何によらず、全て共架者の責任と負担において誠意をもって対応し、解決を図るものとし、当社に一切迷惑をかけないものとします。

8 電柱頂部方式に関する留意事項

(1) 技術指針への適合

ア 共架者は、共架申込にあたり、使用機材が、当社が別に定める「頂部アンテナの使用機材に関する技術指針」(以下、「技術指針」といいます。)に適合していることを自己の責任と負担で明らかにするものとし、使用機材の仕様書および試験成績書等を添付のうえ、当社へ申請書を提出するものとします。

イ 当社は、アにより共架者から提出された申請書を確認のうえ、認定番号を振り出し管理します。

ウ 共架者は、イにより認定を受けた使用機材を使用した共架物件に限り、共架申込を提出できるものとします。

エ 共架者は、イにより認定を受けた使用機材の仕様等を変更する場合、改めてイによる確認および認定番号の振り出しを受けるものとします。ただし、軽微な仕様等の変更であって当社が再認定を不要と判断した場合は、その変更の内容について当社へ届

け出ることとします。

オ 共架者は、電柱頂部方式による共架工事を実施した後、技術指針を満たさないことを確認した場合またはそのおそれがあると認められる客観的な事情を確認した場合、ただちにその旨を当社へ報告し、共架者の改修工事等必要な対応について当社と協議するものとします。

カ 共架者は、オの協議により決定した対応について、全て自己の責任と負担により行うものとし、当社に一切迷惑をかけないものとします。

(2) 改修工事計画の提出

共架者は、電柱頂部方式による共架物件について、技術指針に定める長期性能等を考慮したうえで、保守管理に必要な共架者の改修工事の計画を自己の責任において立案するものとし、また、当社が共架者に対しその計画の報告を求めた場合、共架者は、その内容を当社に報告するものとします。

(3) 共架工事および共架者の改修工事

共架者は、電柱頂部方式による共架工事または共架者の改修工事を実施する場合、当社の高圧配電設備上部で作業するという特殊環境を考慮し、当社が指定する事業者（以下、「指定事業者」といいます。）を選定し、当該指定事業者に委託して当該工事を行うものとします。ただし、共架者自身が指定事業者である場合はこの限りではありません。

(4) 共架申込および共架者の事由による当社の改修工事

当社は、原則として共架申込および共架者の事由による当社の改修工事を行わないものとします。

(5) 当社の要請による共架者の改修工事

共架者は、当社が緊急を要すると判断する場合、ただちに共架物件の改修工事を実施するものとします。この場合でも、共架者は、当社所有の設備に対する復旧その他必要な措置（以下、合わせて「復旧等」といいます。）を優先させるものとし、復旧等に関する当社の指示に従うものとします。

(6) 架空地線金具の取扱い

ア 共架者が共架に伴い架空地線金具を取り付ける場合、共架者は自己の責任と負担において当社が当該架空地線金具に架空地線を施設することに耐えられる規格の架空地線金具を取り付けるものとします。

イ 当社は、共架者所有の架空地線金具を無償で使用できるものとします。

ウ 何らかの事由により当社の電柱を撤去または移転する場合、その事由によらず、共架者は自己の責任と負担において共架者所有の架空地線金具の撤去または移転を行うものとします。

エ 当社の電柱利用において、共架者所有の架空地線金具が支障となる場合、共架者は自己の責任と負担において架空地線金具の撤去もしくは移転を行うものとします。

(7) 共架物件の保守管理

共架者は、1 (1) の保守管理に必要な電柱頂部方式による共架者の改修工事を実施するため、当該改修工事の実施事業者を指定事業者の中から選定し、当該指定事業者と保守業務委託契約等を締結することとします。ただし、共架者自体が当該指定事業者である場合はこの限りではありません。

(8) 公正性等の確保

共架者は、共架物件の電気通信事業者への賃貸にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、総務省が定める「移動通信分野におけるインフラシェアリングに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」およびその他の関係法令等を遵守するものとします。

VI 雑 則

1 停電対策

共架者は、当社の工事停電、故障停電およびその他の停電に備え、共架物件およびこれに関連する設備について、予備電源を備え付ける等の停電対策を講ずるよう努めるものとします。

当社の工事停電、故障停電およびその他の停電により、共架者または共架者の顧客の事業に支障が生じた場合であっても、共架者は自己の責任と負担において解決し、当社に対して一切異議求償等を申し立てないものとします。

2 静電誘導等の処理

当社所有の電気設備に起因する静電誘導または電磁誘導により、共架物件、これに関連する設備または共架者もしくは共架者の顧客の事業に支障が生じた場合、共架者は自己の責任と負担において解決し、当社に対して一切異議求償等を申し立てないものとします。

3 近接設置等の承諾

当社は、共架電柱に共架者以外の第三者による共架を認めることができるものとします。共架者以外の者が共架者に対して有線電気通信設備令第九条ただし書きに基づく承諾または一束化を求めたときは、共架者は原則としてこれに応じるものとします。

4 電波の影響確認

- (1) 共架者は、無線器等の電波を発する共架物件を新設する共架電柱において、他の共架者所有の設備（以下、「既設設備」といいます。）が施設されている場合、無線器等の電波が既設設備に影響を及ぼさないことについて、他の共架者との間で遺漏なく確認するものとします。
- (2) (1) の既設設備を所有する他の共架者または近隣住民等の第三者から無線器等の施設に関する異議求償等の申し出があった場合、共架者は自己の責任と負担において誠意をもって対応するものとし、当社に対し一切迷惑をかけないものとします。

5 権利義務の譲渡等の禁止

- (1) 共架者は、あらかじめ当社の書面による承諾を得ず、共架契約によって生じる権利または義務を共架者の顧客または第三者に譲渡または承継させてはならないものとします。
- (2) 共架者が(1)に違反した場合、当社は共架契約を解除することができるものとします。また、共架者は(1)の違反により当社に生じた損害を賠償するものとします。

6 損害賠償

- (1) 共架物件または共架者（共架者の使用人、請負人、委託先指定事業者を含みます。）もしくは共架者の顧客の行為に起因して当社が損害を被った場合は、共架者はその損害を賠償する責任を負うものとします。
- (2) 共架物件または共架者（共架者の使用人、請負人、委託先指定事業者を含みます。）もしくは共架者の顧客の行為に起因して第三者が損害を被った場合は、共架者は自己の責任と負担において解決し、当社に一切迷惑をかけないものとします。
- (3) 当社の電気設備または当社（当社の使用人、請負人を含みます。）の行為に起因して、共架者または共架者の顧客が損害を被った場合は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社はその損害を賠償する責任を負わないものとします。
- (4) 天災または当社、共架者もしくは共架者の顧客のいずれの責にも帰すべからざる事由により共架電柱または共架物件が損傷した場合は、当社は自己所有の設備に対して、共架者は自己所有の設備および共架者の顧客所有の設備の双方に対して、それぞれ自己の責任と負担において、設備の復旧を行うものとします。
- (5) (4) における復旧を行う場合にあっても、当社の電気設備の復旧を優先させるものとします。
- (6) (1) から (5) の他、共架物件または共架者もしくは共架者の顧客の行為に起因する当社または第三者の損害は、全て共架者の責任と負担により処理するものとし、当社に一切の迷惑をかけないものとします。

7 共架者名等の開示

当社は、共架申込および共架電柱の建替え時等における共架者間の円滑な施工調整を促すことを目的に、共架者と共架電柱を共用している他の共架者に対して、共架者の事業者名、連絡先を開示します。なお、共架者は当社との共架契約の締結をもって、本開示についてあらかじめ承諾したものとします。

8 機密保持

当社および共架者は、共架契約に基づき知り得た相手方の設備および施工方法等に関する情報について、共架契約の有効期間中はもとより、期間満了後であっても、相手方の書面による承諾を得ることなく共架者の顧客または第三者に漏洩してはなりません。

共架者は、共架契約により当社から提供された情報および共架契約遂行上知り得た当社の情報を行政機関または司法機関に提供する場合は、あらかじめ当社に連絡し、その承諾を得るものとします。

9 反社会的勢力の排除

- (1) 当社は、共架者または共架者の顧客が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいいます。以下同じ。）に該当し、または反社会的勢力と次のいずれかに定める関係を有することが判明した場合には、ただちに共架契約を解除することができます。
- ア 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - イ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ウ 自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - エ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - オ その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (2) 当社は、共架者または共架者の顧客が自らまたは第三者を利用して次のいずれかに定める行為をした場合には、ただちに共架契約を解除することができます。
- ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の事業を妨害する行為
 - オ その他アからエに準ずる行為
- (3) 当社は、共架者または共架者の顧客が共架物件を反社会的勢力に譲渡または賃貸した場合、ただちに共架契約を解除することができます。
- (4) 共架者は、自己および共架者の顧客が将来にわたり（1）から（3）に該当しないことを表明・確約します。
- (5) 共架者は、自己および共架者の顧客が反社会的勢力から不当要求または事業の妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で、すみやかに不当介入の事実を相手方に報告し、当社の捜査機関への通報に必要な協力を行うものとします。
- (6) 当社は、共架者または共架者の顧客が（4）または（5）の規定に違反した場合には、ただちに共架契約を解除することができます。
- (7) 当社が（1）から（6）の規定により共架契約を解除した場合、共架者は、当社に対して損害賠償を請求することができません。また、解除により当社に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとします。

10 契約期間

共架契約の契約期間は、共架契約の締結の日から、その日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいいます。）の末日までとします。ただし、契約期間の満了の日の1ヶ月前までに当社または共架者のいずれからも別段の申出のないときは、共架契約は同一条件で1年間延長するものとし、以後も同様とします。

11 協 議

この約款および共架契約について疑義が生じた場合、またはこの約款および共架契約に定めのない事項が生じた場合は、当社および共架者にて協議して処理するものとします。

12 紛争処理

この約款および共架契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む）は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上